

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業支援課)	7
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	7
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	7
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	8
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	8
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路課)	8

道企業管理規程

○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程……………	9
----------------------------	---

告 示

北海道告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成21. 6.26	当別土地改良区
同 21. 6.29	浜益土地改良区

北海道告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（多和地区基幹水利施設補修）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道釧路支庁に備え置いて、平成21年7月8日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第505号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡占冠村字シムカブ原野28の6（次の図に示す部分に限る。）
(2) 指定の目的 水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別市上渚滑町下渚滑3961地先・上渚滑町中渚滑4109地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、上渚滑町下渚滑3961、上渚滑町中渚滑3279、3280、4038の1、4109、4110
(2) 指定の目的 水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上渚滑町下渚滑3961地先・3961・上渚滑町中渚滑4038の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）、4109地先、3279、3280、4109、4110
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡置戸町字秋田418の3地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、418の3（次の図に示す部分に限る。）、421の3

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡西興部村字上藻1052の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
上藻1052の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡清水町字下佐幌1000の1・1000の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに紋別市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第506号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年 7 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村栄東3線635の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新冠町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成21年北海道告示第460号のとおりである。

平成21年 7 月 7 日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

新冠郡新冠町字太陽270の1所在の森林について所有権を有する 藤 田 京 子

新冠郡新冠町字大狩部115の4所在の森林について所有権を有する 大 江 廣 輝

新冠郡新冠町字大狩部125の4、660の1所在の森林について所有権を有する

田 村 マ サ

新冠郡新冠町字大狩部80の2、80の24、80の25所在の森林について所有権を有する

中 地 薫

新冠郡新冠町字大狩部115の4所在の森林について所有権を有する 大 江 福 市

北海道告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告

示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 日吉端野線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
北見市常呂町字日吉613番地先から 北見市端野町忠志313番1地先まで	前	27.00mから 81.00mまで	310.00m	――
	後	27.00mから 81.00mまで	310.00m	――

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第8号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年7月7日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中

「

鷹泊ダム
小平オンネ風力発電所

」

を

「

鷹泊ダム

」

に改

め、同条第4項中「、事業係」を「及び事業係」に改める。

第7条第1項中「又は発電事業所」及び「又は発電事業所長」を削り、同条第2項中「及び発電事業所長」を削る。

附 則

この規程は、平成21年7月7日から施行する。

正 誤

○平成19年5月29日（第1876号）

北海道企業管理規程第6号（北海道企業局組織規程の一部を改正する規程）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

58 左 31

誤 水像

正 水象

58 右 2

誤 水像

正 水象

